

秩父別町介護予防・生活支援事業（除雪サービス） を実施します

町では、高齢者世帯等に除雪ヘルパーを派遣し生活通路を確保する、除雪サービス事業利用申請の受付をします。希望される方は下記の内容をご確認のうえお申し込みください。

なお、利用要件を満たすかを審査し、利用の可否を決定します。

除雪サービスを利用できる方（利用要件）

・原則として町民税非課税世帯の方で、以下のどちらかに当てはまる方

- ① 65才以上で、身体虚弱な一人暮らしおよび高齢夫婦世帯の方
- ② 身体に障がいのある方

利用負担金

- ・1か月の利用料金として、経費の概ね3割の額を負担いただきます。
- ・11月は2,500円程度、12～3月は毎月9,000円程度です。

委 託 先 秩父別町社会福祉協議会

期 間 令和8年11月15日～令和9年3月31日

除雪頻度

- ・1.5cm以上の降雪があった場合。
- ・道路除雪により出入りが困難な場合。
- ・午前中に実施。（除雪作業の時間帯は指定できません）
- ・夜間の除雪は行いません。



範 囲

- ・玄関前から公道まで、除雪幅はスノーダンプ2列分（幅120cm程度）です。図面を作り確認します。
- ・落雪等の危険性のある場所は除雪できません。
- ・生活通路を確保するための除雪サービスで、家の周りを広くきれいにするための除雪ではありません。（生活通路以外の除雪を希望する方は、別途個人的に契約願います。）

申込み期限・申し込み先

令和8年10月9日（金）までに印鑑を持参のうえ、役場住民課介護保険係へ申し込みください。

役場住民課介護保険係

☎33-2111（内線41）